

# システムデバイスロードマップ委員会規程

応用物理学会シリコンテクノロジー分科会システムデバイスロードマップ委員会規程を次の通り定める。本規程に定めのない事項については応用物理学会シリコンテクノロジー分科会規程および応用物理学会共通規程の定めるところによる。

## 第1条（名称）

本委員会は、応用物理学会（以下、学会という） シリコンテクノロジー分科会（以下、分科会という） システムデバイスロードマップ委員会（英語名 The System Device Roadmap Committee of Japan、英語略称 SDRJ。以下、本委員会という）と称する。

## 第2条（目的）

本委員会は、半導体デバイスとその応用システムについてのロードマップを日本国内外で議論し、関係する研究・開発の促進に寄与することを目的とする。

## 第3条（事業／活動）

本委員会は、前項の目的を達するために次の事業を行う。

1. 講演会、討論会、ワークショップ、シンポジウム、チュートリアルなどを開催する。
2. 委員会事業にかかわるウェブ上での広報活動を行う。
3. 半導体デバイスとその応用システムのロードマップについて、日本国内での議論を行う。
4. 半導体デバイスとその応用システムのロードマップについて、日本国外でのロードマップ団体と連携して議論を行う。
5. その他本委員会の目的を達成するために必要な事業を行う。

## 第4条（委員）

1. 本委員会は、本委員会委員の推薦にもとづき本委員会運営委員会が加入を認めた個人（委員会委員）および法人（法人委員）をもって組織する。
2. 委員会委員（個人）は、応用物理学会シリコンテクノロジー分科会の個人会員（正会員・学生会員および準会員）の資格を有するものとする。
3. 法人委員に所属する者は、本委員会が主催する研究会、ワークショップ等に、委員会委員と同等の条件で参加することができる。
4. 委員会委員（個人）または法人委員は、本委員会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

## 第5条（法人委員会費）

1. 法人委員は、年額 200,000 円の法人委員会費を 12 月末日までに前納するものとする。
2. 前納した会費は払い戻さない。

## 第6条（運営委員会）

1. 本委員会内に運営委員をおき、運営委員会を構成する。運営委員会は、本委員会の重要事項を審議決定し、本委員会の運営をつかさどる。
2. 運営委員会は委員長 1 名、運営委員若干名をもって構成する。
3. ただし、委員長の要請により、運営委員会が必要と認めたときには、副委員長（2 名以内）をおくことができる。

4. 本委員会の事業計画、予算編成および執行を遅滞なく行うため、委員長を分科会会員の互選により分科会幹事に任ずる。委員長は、会務を総括し、分科会幹事会に出席して会務を報告し、規程の制定および改正、事業計画、事業報告、予算・決算、その他重要事項の承認を求める。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
5. 委員長、副委員長および運営委員は委員会委員（個人）または法人委員に所属する者とし、分科会幹事会の承認を要する。
6. 運営委員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

#### 第7条（会計）

委員会の会計は、学会会計に包括処理される。委員会の資産は学会に帰属する。

#### 第8条（法令等の遵守）

本委員会の委員は、法律、その他の関連法令について、これを遵守しなければならない。

#### 第9条（細則）

運営委員会は、必要に応じ、本委員会の運営のための細則あるいは内規を定めることができる。

#### 第10条（改正）

運営委員会は必要と認めたときは学会総務担当理事および分科会の承認を得て本規程を改正することができる。

附則 本規程は2017年7月1日より施行する。

2017年2月7日 改正 総務担当理事承認